報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年3月31日
関東管区行政評価局

盲導犬の飲食店への入店にご理解を

長野県内の行政相談委員から寄せられた**行政相談委員意見**について、当局が管轄する１都９県の自治体における身体障害者補助犬法担当窓口（以下「担当窓口」という。）の活動状況および各自治体に居住する身体障害者補助犬使用者の意見・要望等を聴取するとともに、**関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会名誉会長ほか７名）において検討**しました。その意見を踏まえ、**身体障害者補助犬法に関する広報・周知活動の推奨事例等を自治体の担当窓口に伝えました。**

【行政相談委員意見の概要】

盲導犬を使用している方から、飲食店等で入店・利用を拒否されることが何回もあったとの話を聞いた。**盲導犬を含む身体障害者補助犬の使用者が安心し快適に生活を送ることができるよう、制度の周知・啓発方法を改めるべきではないか。**



【調査結果】

１　当局管内の自治体に居住する身体障害者補助犬使用者（24名）に対し、アンケート調査をしたところ、**10名（約４割）が「担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」と回答**しました。

２　当局が、管内１都９県の12か所（指定都市等を含む）の担当窓口に対して調査したところ、身体障害者補助犬法に関する広報・周知活動の**推奨事例**が確認できました。

【行政苦情救済推進会議の意見】

関東管内１都９県の12か所（指定都市等を含む）に対し、当局における身体障害者補助犬使用者のアンケート調査結果、担当窓口に対する聴取結果で得られた推奨事例等を参考にしていただくことが適当であるとの結論に至りました。

【本件担当】関東管区行政評価局　総務部　首席行政相談官室　首席行政相談官　坂口
電話：０４８－６００－２３１３　　ＦＡＸ：０４８－６００－２３３６

行政相談委員意見とは

総務大臣が委嘱する行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第４条に基づき、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるとされています。

行政相談委員意見の要旨

盲導犬を使用している方から、飲食店等で入店・利用を拒否されることが何回もあったとの話を聞いた。また、連れている犬が盲導犬であることを説明しても理解してもらえないのが現状とのことである。身体障害者補助犬使用者が安心し快適に生活を送ることができるよう、制度の周知・啓発方法を改めるべきではないか。

盲導犬とは

盲導犬は、目の不自由な人が街なかを安全に歩けるようにサポートするため、特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法に基づいて認定を受けた犬です。

「身体障害者補助犬」には、盲導犬のほか、耳の不自由な人をサポートする「聴導犬」、手や足が不自由な人をサポートする「介助犬」がいます。いずれも、盲導犬と同様、特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法に基づいて認定を受けた犬です。

飲食店等には、身体障害者補助犬法により、原則として身体障害者補助犬を受け入れる義務があります。

身体障害者補助犬法の概要

身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 49 号。以下「法」という。）は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として制定されたものです。法第９条は、飲食店や旅館等は原則として身体障害者補助犬の入店を拒否することはできないと定めています。

また、法第 25 条及び第 26 条において、都道府県知事（指定都市及び中核市の場合は当該市長）に対し、補助犬の同伴又は使用に関する苦情を申し出ることができると定められていることに基づき、担当窓口が設置されています。

当局の調査結果

１　当局管内の各自治体に居住する身体障害者補助犬使用者（24 名）に対し、アンケート調査をしたところ、10 名（約４割）が「身体障害者補助犬法担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」と回答しました。

２　当局が、管内１都９県の 12 か所（指定都市等を含む）の担当窓口に対して調査したところ、次のとおり身体障害者補助犬法に関する広報・周知活動の推奨事例が確認できました。

○　身体障害者補助犬に関する苦情や相談のために担当窓口を利用しやすくするよう、窓口の業務として相談や苦情を受け付けていることをホームページや広報誌等で明示している。（10 か所）

○　飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等と連携して効果的と考えられる広報・周知活動を行っている。（６か所）

行政苦情救済推進会議の意見

「担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」という身体障害者補助犬使用者の回答が当局のアンケート調査において約４割あったという事から、身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法の趣旨を踏まえ、管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、身体障害者補助犬使用者が安心し快適に生活を送ることができるように各種取組を行う必要がある。

参考連絡（平成 26 年２月 25 日）の内容

身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法の趣旨を踏まえ、管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、身体障害者補助犬使用者が安心し快適に生活を送ることができるように各種取組を行う必要があり、当局における身体障害者補助犬使用者のアンケート調査結果、担当窓口に対する聴取結果で得られた推奨事例等を参考にしていただくことが適当であるとの結論に至りましたので、業務の参考にしていただくよう御連絡致します。